

令和7年度 第2回 静岡市特別職報酬等審議会 会議録

- 1 日 時 令和7年11月27日(木) 午後3時00分～午後4時30分
- 2 場 所 静岡市役所新館17階 171・172会議室
- 3 出席者 (委員) 板垣 勝彦会長、石川 眞巳委員、大原 和彦委員、
柴戸 英伸委員、関本 三枝子委員、吉村 峰仙委員
(事務局) 総務局長 大村 明弘
総務局次長 伊藤 崇文
参与兼人事課長 加藤 貴彦
人事課人材育成担当課長 松澤 さおり
人事課給与係長 小西 真人
人事課給与係 副主幹 貫名 建郎
主査 那須野 佑介
主査 町田 亜沙子
主査 高松 恵太
主査 松本 太一
議会事務局長 山内 智之
議会総務課長 酒井 里香
議会総務課課長補佐 菅澤 健太郎
議会総務課 副主幹 小笠原 拓磨
調査法制課長 小山 伸枝
- 4 傍聴者 なし
- 5 議 題 (1) 市長、副市長、教育長、公営企業管理者及び常勤の監査委員の給料、期末手当及び退職手当の適正額について
(2) 本市議会議員の報酬、期末手当及び政務活動費の適正額について

6 議事の経過

- (1)開会
- (2)第1回議事録の確認
- (3)議事
- (4)閉会

7 会議内容

事務局	(開会) (議事録の確認) (資料説明)
会長	ただいま事務局からご説明がありました資料に関するご質問やご意見があれば伺いたいと思いますが、いかがでしょうか。 まずポイントとしては、指定都市における市長、副市長、その他執行機関、議長、議員の報酬についていうのを見ると、指定都市全体で見れば低い方だが、大体同規模ぐらいの人口の指定都市の中で見ると平均か平均より少し高いぐらいの水準であるという理解でよろしいですか。
事務局	はい、そのとおりです。
会長	前回質問が出た財政力指数、経常収支比率、実質公債費比率、将来負担比率について、財政力指数は指定都市全体で見ると平均、経常収支比率は、指定都市全体で見るとかなり良い方、実質公債費比率でも健全財政といえるということですね。 将来負担率については、自治体によって、あるいは県との格差がかなり大きいところですが、指定都市全体でもかなり健全財政ということですね。 給与改定の状況というところで見ると、だいたいどの都市も給与改定がなされている。状況が似ている浜松市は、この前審議会が行われて、市長、副市長の給与月額、議長、議員の報酬月額、そして期末手当とも引き上げが行われ、それに準じて特別職の給料月額が引き上げられたというですね。
委員	私の方で資料をお願いした資料の3ページについて、全市の人口の合計を全市の議員数の合計で単純に割ると、大体23,500人くらい。人口100万人

	<p>以下の9市で計算すると、16,047人になる。単純に人口をポイントとした場合、議員1人あたり15,000人とすると43人、16,000人とすると41人。この審議会には権限はないが、それが議員数の目安になるのかな、と思った次第です。</p> <p>あと人件費の将来の推計について、これまでの30年とこれからの10年というのは全然考え方は違うと思ってる。一般の企業、中小企業の50人~100人以上の規模を見てますから、実質賃金を上げていく世の中になっている。</p> <p>今まではあまり上がっていなかった人件費が、ベースアップでどんどん上がっていくと推計できるが、それをどこまで見れているのか、それを見たいうで、財政が健全であることがひっくり返るようなことはないと思うが。</p> <p>人件費の見込みについては、参考資料にも記載しておりますけれども、今回の給与改定、今後の社会全体としての収入を上げてこうっていう流れの反映というのは、この中ではされないと思います。</p> <p>第1回の審議会の中でもお話しさせていただきましたように、人事委員会勧告、人事院勧告も含めて、今後の民間の給与上昇の見込みがわからない中では、現時点では見込めないという状況でありますので、もちろん無視ということではないんですけども、考慮しない中で財政の健全性の話をさせていただいています。</p> <p>ただ、人件費にかかわらず、やはり都市の規模に応じた歳入・歳出というバランスについては、もちろんそれぞれ見なければならぬとは思っていますが、事務局としてはそこを踏まえた特別職等の給与の決定というところでは、そこまでの視点では、なかなか反映しづらいと考えています。</p>
<p>事務局</p>	<p>人件費の見込みについては、参考資料にも記載しておりますけれども、今回の給与改定、今後の社会全体としての収入を上げてこうっていう流れの反映というのは、この中ではされないと思います。</p> <p>第1回の審議会の中でもお話しさせていただきましたように、人事委員会勧告、人事院勧告も含めて、今後の民間の給与上昇の見込みがわからない中では、現時点では見込めないという状況でありますので、もちろん無視ということではないんですけども、考慮しない中で財政の健全性の話をさせていただいています。</p> <p>ただ、人件費にかかわらず、やはり都市の規模に応じた歳入・歳出というバランスについては、もちろんそれぞれ見なければならぬとは思っていますが、事務局としてはそこを踏まえた特別職等の給与の決定というところでは、そこまでの視点では、なかなか反映しづらいと考えています。</p>
<p>会長</p>	<p>私個人の見解からしましても、なかなか将来予測というのは難しい。今後日本社会でどのぐらいの人口が減っていくかということも含めた税収の妥当性、定員は条例で管理されているということもあるので、大きく途中でやめることなどがなければ、10年後20年後ぐらいに人件費は予測はつくでしょうけど、他の例えば社会保障関係の費用であるとか、インフラに関する支出であるとかっていうことについて、考えてないことはないと思うんですけど、短期的な10年20年ぐらいの将来のことまでしか見込むことができないのだと思います。</p> <p>それでは次の「報酬額等の改定について」に移りたいと思います。各委員のご意見を伺ってまいりたいと思いますけれども、最初に市長の給料等の額について審議し、それに基づいて副市長、教育長、公営企業管理者、常勤の監査委員を市長の額に準じて審議をするという順番をとりたいと思います。</p>

	<p>そして市議会議員については、まず議員の報酬というのがベースになってございますので、議員の報酬等の額について、審議したうえで、それに基づいて議長、副議長の報酬等の額について審議するというやり方をとりたいと思います。</p> <p>そしてこの点についてですね、本日ご欠席の各委員から事前にご意見を伺っております。</p> <p>最初のご意見は、給料、期末手当、退職手当ともに、本市と人口が同規模、例えば新潟市、相模原市、浜松市、岡山市、熊本市といった、人口60万人から80万人の都市との均衡を重視すべき、という意見です。そのうえで、まず市長については、年収ベースの全体でまず引き上げるべきである、そして給料月額が1～3%程度引き上げるべきである。期末手当は、一般職に準じ、0.05月程度引き上げるべきである。そして退職手当については据え置くべきであるというご意見です。副市長、教育長、公営企業管理者、常勤の監査委員についても同じ引き上げ幅というご意見を伺っております。</p> <p>次のご意見は、給料については本市の財政状況を重視すべき、期末手当については令和6年度までと同様の改定の実施を重視すべき、退職手当については、他の指定都市との均衡を重視すべきであるという意見のもと、全体として市長の給料は引き上げるべき、その幅は1～3%程度である。期末手当は一般職に準じて0.05月引き上げるべき、退職手当については、据え置くべきである。その他特別職についても同様のご意見です。</p> <p>最後のご意見は、給料、期末手当、退職手当のいずれにつきましても、本市と人口が同規模の指定都市の均衡及び本市の財政状況を重視すべきで、給料、期末手当、退職手当のいずれも据え置くべきだというご意見です。副市長、教育長、公営企業管理者、常勤の監査委員につきましても、基本的に全て据え置くべきだというご意見で、ただし、常勤の監査委員だけは給料月額を3万円引き上げるべきだというご意見です。</p> <p>それでは、各委員のみなさまからご意見をいただければと思います。</p>
委員	<p>まず、全体で私は全て引き上げるべきだ、という考えです。ただ退職金については、引き上げの配分を低くして、給料、期末手当を主に上げる、という意見です。重視した点は、財政状況と人口同規模都市との均衡です。引き上げ幅としては、民間の動向を考慮すれば、3～5%だと思います。期末手当については0.05月の引き上げです。</p>
委員	<p>まず、特別職の給料については、平成19年から令和7年まで据え置かれてきたのに対し、一般職の給与は、この間、4.52%（平成19年以降の公民</p>

	<p>較差率の累積) 引き上げられています。そこで、一般職の給与水準との均衡を維持するため、特別職の給料についても、一律に4.52%引き上げることが妥当と考えます。</p> <p>次に、特別職の期末手当についてですが、市側の説明によれば、平成15年の静清合併後からこれまでの間、国の特別職の改定状況を踏まえ、静岡市の一般職の期末勤勉手当の改定月数に準じた改正を実施してきていることです。今回、こうした取り扱いを変更すべき理由は特に見当たりませんので、一般職の改定月数に準じて、0.05月分引き上げることが妥当と考えます。</p> <p>また、退職手当については、今後、退職手当の支給の是非を含め、その制度設計を中・長期的に検討していくことが必要であるとの見地から、今回は現行の支給割合及び算定式を据え置くことが妥当であると考えます。</p> <p>なお、特別職の給料の適正額とはその職責に見合う額であり、職責の軽重を判断するにあたっては当該市の人口の多寡を無視しえないとの考え方に依ったうえで、静岡市の人口が政令指定都市20市中で最少であることを踏まえると、静岡市の特別職給料は最下位であっても不合理ではないとの帰結が自然であり、相当程度の重みを有するものと思われまます。したがって、他の政令指定都市における支給水準との比較は、引き下げ・据え置きの根拠にこそなれ、引き上げの根拠にはならないことに留意すべきです。例えば、人口規模が同程度の政令指定都市との均衡を引き上げの理由として挙げたとしたら、当該均衡を考慮すること自体、引き上げのバイアスがかかっており、恣意的だとの誹りを免れないように思います。</p>
会長	<p>それでは、給料については一般職の改定状況を踏まえて、4.5%程度の引き上げ、期末手当については0.05月の引き上げ、退職手当については据え置きということですね。</p>
委員	<p>はい。ただし、退職手当、とりわけ市長の退職手当については、廃止している自治体もいくつかある。堺市は市長の退職手当制度のあり方について、令和5年に検討したようだが、公開された資料によると、藤井寺市、泉佐野市、大阪市そして大阪府が退職手当を廃止していて、財政難を理由としているのが藤井寺市と泉佐野市、大阪市と大阪府は、退職手当が有する長期間勤務に対する慰労という意義が、市長や知事には馴染まないことを理由としているとのことです。堺市は、結論としては早急に市長の退職手当制度を廃止する理由はないが、民間企業において役員の退職慰労金が廃止傾向にあることや、終身雇用制が変化しつつある社会情勢から、市長の退職手当制度は恒</p>

委員	<p>久的な制度とはいえ、今後議論の余地はある、としている。このことから、市長の退職手当制度の是非については、今後、議論すべきだが、とはいえ、廃止している自治体は現時点ではわずかであるので、今回は市長の退職手当については据え置きでよろしいと思います。</p> <p>給料及び退職手当については、本市と人口が同規模の指定都市との均衡、期末手当に関しましては、本市の財政状況を重視しました。市長については、全体としては引き上げ、給料、期末手当についても引き上げの方向でいいのではないかと。これに関しましては、実際にですね、現状民間においても、引き上げが続いている状況で、しばらく市長に関しては給料が据え置かれている状況でありますので、引き上げてよろしいかと思えます。引き上げの幅ですけれども、給料は1~3%、期末手当に関しましては一般に準じて0.05月の引き上げ、退職手当についてはあまり短期的に見直しできるものではないと考え、据え置きでよろしいのではないかと。</p>
会長	<p>どうもありがとうございます。給与の額については全体としては引き上げ、給料の額は人口同規模の指定都市をいた上で1~3%の引き上げ、期末手当については本市の財政状況を見たうえで0.05ヶ月の引き上げ、退職手当についてはやはりその人口増規模の指定都市を見たうえで据え置き、ただ、退職手当については短期的な視点で見るとはよろしくないのもう少し長期の視点を取り入れるべきであるというご意見ですね。</p>
委員	<p>市長の給料については、本市の財政状況を重視し、1%程度の引き上げ、期末手当は、令和6年度までと同様に国の特別職の改定状況を踏まえ、本市の一般職に準じた支給月数0.05月の引き上げ、退職手当については、据え置きでよろしいかと思えます。</p>
委員	<p>そもそもみたいなことを考えて、この審議会の連続性とか、決め方、やり方、あり方みたいなことをちょっと課題として持ちました。</p> <p>前回の19年前の答申が第1回の資料の中にあっただ中で、地域手当を廃止するという、あとは給料、期末手当、退職手当について、年間支給総額や任期支給総額で比較すべきであり、個別の議論をするのが良いのではないかと、とあり、そこでの連続性が重要なのではないかと。地域手当については、19年の間の結果として、他の指定都市の前後はわかりませんが、廃止している都市が8市あります。</p>

そもそも従来通りの給料、期末手当、退職手当という支払いの仕方そのままでもいいのかどうか、他市の状況というのも考えるべきではないか。

退職手当は、直近ではないですけども、中期的、長期的には廃止の方向で議論して良いんじゃないか、また、期末手当についても廃止で良いのではないかと考えています。そもそも市長は選挙で選ばれ、そこには一定の成果に対する説明責任があり、この審議会はその説明責任をチェックするような機関ではないかと考えています。そう考えると、よりシンプルに給与額全体の方が意味があると思い、今の審議会のあり方とは違うんですけど、説明責任という観点からは一定の合理性があるのではないかと考えています。

退職手当については、職業柄ですけども、退職金の割合を厚くして、退職金をご存知の通り税務上の優遇がすごく働く支払いの仕方だったりするんですけど、透明性という観点からも将来的には廃止の方向なのかなと考えています。ボーナスについても、金額を厚くして月額を少なくすることで、社会保険料を節約することができる。そういう制度設計だから仕方ないというのもあるんですけども、突き詰めていくと、給料だけを支給して、その総額だけで審議して、評価するという審議会のあり方の方が合理的なのかなと。ただ、他都市でそのようなことはしていないので、ひとつの長期的な議論的として考えていただければと思います。

二点目として、評価のあり方なんですけども、今は他都市との比較など相対的に評価をしているかと思うんですけど、本来のあり方としてはやはり職責に対してどれだけ全うしたかだと思うんですね。この職責に対していくらだね、ということの評価するのが本来のあり方だと思います。

ただそれをしようとしても、我々にはできませんから、相対的であらざるを得ないということだと思うんです。

そういう意味では、相対的に静岡市の位置からちょっと逸脱して大きくなっているところについては議論すべきなのかなと。また、他都市が引き上げるから静岡市も引き上げるというのは、ちょっとよくわからない。私は職責自体はそもそもそんなに変わってないんじゃないかなというふうに思いますんで、実質は据え置き、ただし世の中が動いてますんで、今回の一般職が上げた分を上げるのではなく、物価上昇分だけ上げる、という議論が本来的には正しいのではないかと考えます。

全体額で、個別には評価せずに、全体額の合計として物価変動分だけ上げる、実質は据え置き、今年は2%ぐらいですかね、これくらいを上げるということが適当と考えます。

<p>会長</p>	<p>詳細なご意見ありがとうございます。まず期末手当と退職手当の制度設計のあり方っていうのは民間企業も含めた全体の設計が変わってきているというのは、おっしゃる通りだと思います。先ほど、お話があったように、退職手当の配分を減らすという企業もあれば、逆に退職手当を多く支給するというところもあります。また、給料というのはその職責で見べきということで言うと、職責は変わってないから、そこは据え置きで、物価の上昇分を見るというのは、なるほどというところですね。</p> <p>特別職等の給料、報酬というものをどういうふうに考えていくべきかということについては、難しい問題だと思ってるんですが、ただ平成19年からですね、審議会が開かれていなかったというのは、良くなかったということもありまして、今年度以降、継続的に開催してくださるということで、やっていくということできたいと思います。</p> <p>一般職との均衡を重視すべきだという考え方とかですね、本市の財政状況はそんなに悪くはないということ、賛否はありますが、人口同規模の指定都市との均衡などですね、いろいろ考えた上で、ご意見の動向をまとめますと、まず全体の市長の給与額は、いろいろ意見はいろいろですが引き上げで良いという意見でよいと思います。</p> <p>そのうえで、給料の額については、私としては物価の上昇率を考えると3～5%が良いのではないかと考えます。また、他都市との均衡、一般職との均衡、財政状況どれも大事だとは思っております。そう考えると、3～5%の引き上げが皆様のご意見の最大公約数的なところになると思われま。</p> <p>そして期末手当の額については、ほぼすべての委員がおっしゃっている0.05月の引き上げでよろしいのではないかと思います。</p> <p>退職手当については、据え置きという意見が多く、また今後、退職手当自体の制度設計をどうすべきかというご意見も多くありました。退職手当の額については据え置きということで、よろしく願いいたします。</p> <p>市長の給料月額については3～5%引き上げ、期末手当については一般職員と同様に0.05月の引き上げ、退職手当の額については据え置きということで、集約させていただきます。ただ、審議会としての今後の引継ぎ事項として、民間を含めた日本社会における給与のシステム、給料、期末手当、退職手当というものが変化している現状に鑑みて、特に退職手当の支給そのものの可否を含めた検討を継続していきたいということをつけ加えておきたいと思っております。</p> <p>本日の審議会の結論としましては、市長については改定が必要ということで、事務局の方で改定案を作成していただき次回の特別職報酬等審議会において、議論をしたいと思っております。</p>
-----------	--

委員	<p>続きまして、副市長、教育長、公営企業管理者、常勤の監査委員の給料の適正額について審議することと、出していますが、市長の改定の考え方を他の特別職にも適用をするのが良いと思われませんが、いかがでしょうか。</p> <p>その他の特別職の決め方としては、相対評価以外できないというのが我々の限界だと思いますけれども、相対評価をどこまで厳密にやるかという議論になってくるかなというふうに思います。となると、スタートのところをちゃんとしなきゃいけない。そして、相対的に見て、逸脱したものを是正したうえで、オートマティックに決めていくという、最初だけしっかりやればよいのかなと思う。</p>
会長	<p>では、本日の審議会の結論といたしましては、改定は必要だということで、事務局の方で改定案を作成していただき、次回の特別職報酬等審議会で議論をしたいと思います。</p> <p>続いて、議員につきまして、まずは本日欠席の委員のご意見をお伝えします。</p> <p>最初のご意見は、全体ベースは引き上げ、報酬月額は1～3%引き上げ、期末手当は0.05月の引き上げということです。</p> <p>次のご意見は、全体ベースは引き上げ、報酬月額は1～3%引き上げ、期末手当は0.05月の引き上げということです。</p> <p>最後のご意見は、全体の報酬は据え置き、報酬月額及び期末手当も据え置きということでいただいております。</p> <p>それでは各委員のみなさまから意見をいただきたいと思います。</p>
委員	<p>第1回の際に申し上げたことなんですけども、議員全員の報酬を一律で決めるのではなく、個別に評価するべきじゃないかということです。ただ、現状と違いすぎますので、結論だけ申し上げますと、物価連動分で2%程度引き上げ、実質は据え置きという考え方です。職責に対する議員報酬だと思いますので、職責が変わっていない以上、積極的に上げるべきではないんじゃないかということで、物価連動分だけの引き上げということです。</p>
委員	<p>給料は据え置き、期末手当は一般職に準じ、0.05月の引き上げでよろしいかと思います。</p>

委員	<p>全体の年収ベースは引き上げ、給与月額は1～3%程度引き上げ、期末手当は一般職に準じ0.05月の引き上げ、市長と同様でよろしいかと思えます。</p>
委員	<p>議員の報酬月額については、市長等の給料と同じく4.52%の引き上げ、期末手当に関しては一般職に準じて0.05月の引き上げが妥当だと考えます。</p>
委員	<p>市長に対する審議会の結論と同じように、報酬月額は3～5%の引き上げ、期末手当は0.05月の引き上げでよろしいかと思えます。</p>
会長	<p>ありがとうございました。私は3～5%という意見なんですが、皆様のご意見を伺いますと、市長については今後退職手当を減らしていくべきというのもあって、気持ち多めに3～5%の引き上げという話でもありましたが、議員は退職手当がないので、幅としては3～5%程度ということよろしいですかね。期末手当については、一般職に準じて0.05月の引き上げでよろしいかと思えます。</p> <p>ただ、付帯意見としまして、ここで答申を出したとしても、最終的には議員が自分たちで報酬月額を決めるという建付けにはなっておりますので、議員の自立性という意味でですね、責任を持って議会活動をしていただきたいというところよろしいかと存じます。ということで、本日の審議会で結論といたしましては、改定は必要ということで、事務局の方で改定案を作成していただき、次回の特別職報酬等審議会で議論したいと思います。次に議長と副議長の適正額について審議するところとしますが、これは先ほどの考え方と同様に、議員の改定の考え方が適用されると考えればよろしいと考えるんですけれども、いかがでしょうか。</p> <p>では、それよろしく願いいたします。事務局の方で改定案を作成いただき、次回の特別職報酬等審議会で議論したいと思います。</p> <p>続きまして政務活動費の適正額について審議を行いたいと思います。政務活動費につきましては、ご欠席の委員の方は、全員「据え置き」というご意見です。</p>
委員	<p>最初は引き上げがよろしいのかなと思っていたんですが、資料の執行状況にありますとおり、あまり使っていないってなると、上げる理由はないのかなというところがございます。</p>

委員	<p>資料に会派別の執行状況が示されていますが、会派によってはギリギリまで使われているというところもあるんですが、全体として見ると4,000万円ぐらい返還されているということです。今回は据え置きが妥当ではないかと思います。</p>
委員	<p>私もやはり執行率が71%ということですので、据え置きとさせていただきます。</p>
委員	<p>2つの会派は90%以上の執行ということですが、他のところが、そこまで使われていないということなので、据え置きでよいと思います。</p>
委員	<p>私も基本的には据え置きでよいと思います。ただ、上限を設けなくてよいのではないかというのが私の考え方です。そもそもこれは用途が限られていて、そのチェックも受けますし、それが妥当かどうかまでのチェックを受けているかどうかはわかりませんが、上限を設けなくても、結局返すという形になると思うんですね。大きな会派ほど使いきれない、小さな会派はギリギリまで使っている。要は小さな会派は足りない、ということだと思えます。そして足りない分をどうしているのかはわかりませんが、必要なものは補填してあげるというのも考えてもよいのではないかと思います。</p> <p>本来の政治家の活動の自由というのを担保するという政務活動費という考え方であれば、上限を設ける必要はない。ただ、実務的に会派の人数分×25万円を何か月に1回支払って、年間で精算するという形だと思うが、それ以外の仕組みは考えようがないと思いますので、限度額ではなく、支給月額の基準額、標準額を設けざるを得ないので、その制度から考えれば25万円は据え置きでよろしいと思う。</p> <p>ただ制度を変えることは、簡単にできないでしょうけど、こういう考え方もあるんじゃないかということをお述べしました。</p>
会長	<p>どうもありがとうございます。大きな会派は使いきれなくて、小さな会派は限度額ギリギリまで使っていて、小さな会派は少し欲しいというところもあり、調査研究のための旅費、資料作成代、会議費で、それを補助金のような形で渡しているものです。本当はもう少し支給してもよいとも思います。</p> <p>毎年4,000万程度返還するのであれば、その枠の中であれば、足りない会派が使ってもいいように思うんですけど、制度設計の問題としてですね、今回は結論としては据え置きということでご意見一致ですので、審議会の結</p>

	<p>論としては、改定は不要ということでよろしくお願ひします。出た意見としては、小さな会派がもっと欲しくて、大きな会派が余るのであれば、議会の方で少し使い方を検討していただいてもいいとは思ひます。</p>
--	--

(次回日程の確認)

(終了)